

地区計画の変更(案)の説明会を開催します！

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区では、平成 29 年 12 月 14 日（木）に開催しました「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画の変更（原案）説明会」（概要は裏面参照）、縦覧及び意見書を踏まえ取りまとめた地区計画の変更（案）の説明会を開催します。なお、変更（原案）に対する意見書はありませんでした。

また、本説明会は、新宿区の住民 及び 利害関係人を対象に開催するものとなります。

歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画の変更（案）説明会

日 時：平成 30 年 2 月 21 日(水) 13時30分～

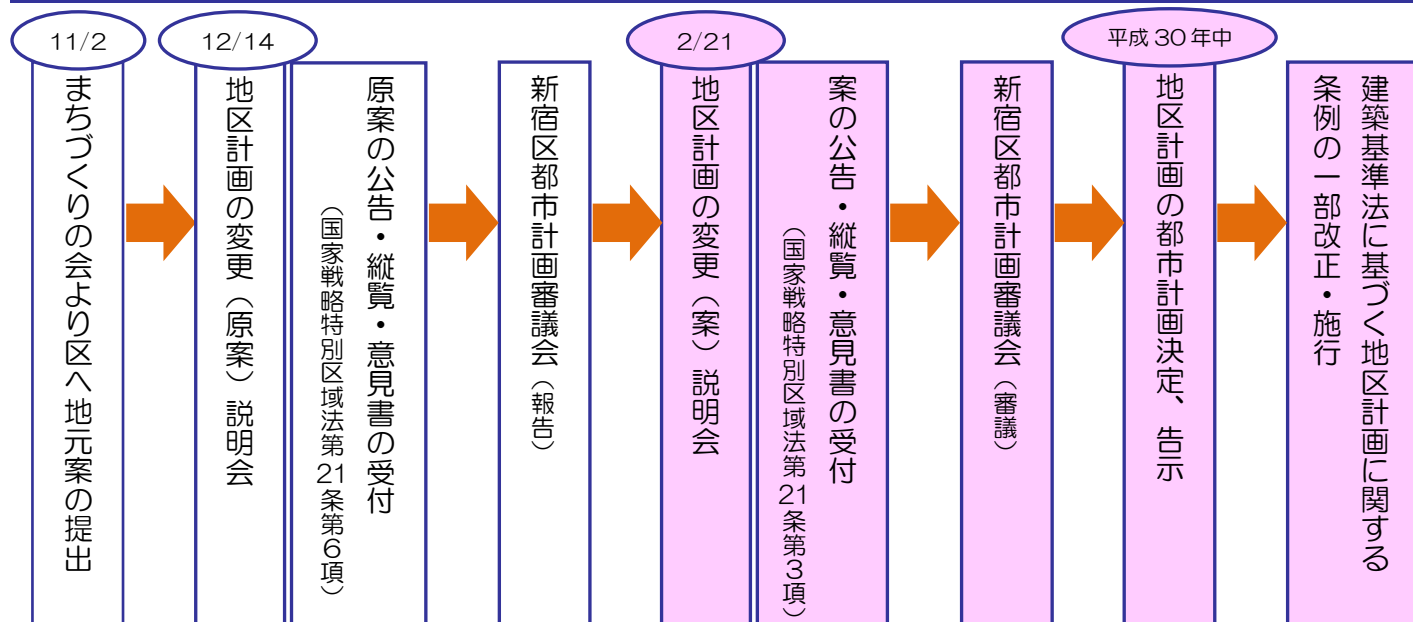
場 所：新宿区役所本庁舎 地下1階 11 会議室
(新宿区歌舞伎町 1-4-1)

内 容：○歌舞伎町シネシティ広場周辺地区地区計画の変更(案)について
○都市計画等の手続きについて
○その他

※今回説明する“変更（案）”は、前回説明した“変更（原案）”からの変更点はございません

案の縦覧・意見書を受付けます：平成 30 年 2/21(水)～3/7(水)

地区計画に関する今後のスケジュール



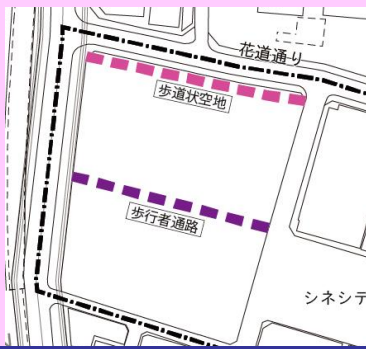
地区計画の変更（原案）の説明会開催概要

日時：平成29年12月14日（木） 15:00～15:30
会場：新宿都税事務所2階 人材育成センター研修室B
参加者：20名



説明概要：「歌舞伎町シネシティ広場周辺地区の地区計画変更（原案）」について 新宿東急ミラノ座跡地等大規模開発に伴う歩行者空間の拡充に向けて

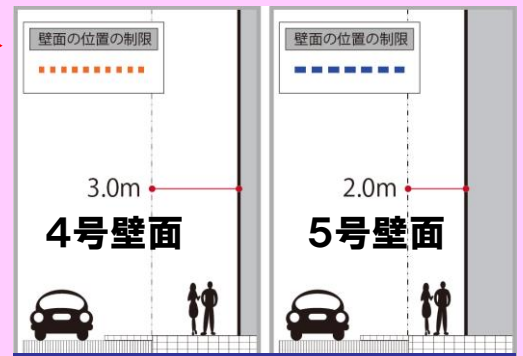
- ①地区施設の新規位置づけ
⇒歩道状空地（幅員3m）と歩行者通路（幅員約3m）を位置づけます。
- ②壁面の位置の制限の見直し
⇒4号壁面、5号壁面を追加します。
- ③壁面後退区域における工作物の設置制限の見直し
⇒賑わいの創出に資する工作物（テーブル、イス等）の適用除外を追加します。



地区施設図



壁面の位置の制限箇所図



変更（追加）となった壁面制限

当日の主な意見（⇒区の回答）

○地区施設に位置づける歩行者通路は、空港リムジンバスが通るのか。

⇒歩行者通路にはバスやタクシー利用者の乗降スペースは含まれますが、車両は通らず歩行者のみの通路になります。

○壁面後退区域における工作物の設置制限の見直しについて、テーブル、イス等は壁面後退区域に設置が可能との説明であったが、歩行者の通行の妨げになるのではないかと。壁面後退することのメリットがないのではないかと。

⇒オープンカフェなど賑わいの創出に資する空間づくりを促進していきますが、歩行者の通行に支障をきたさないよう、事業者とは常に協議していきます。

また壁面後退は、歩行者の通行空間の確保のみならず、建物が及ぼす圧迫感の軽減効果も期待しております。

【問合せ先】 新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課 担当：石渡・牛久保・崎山
(事務局) TEL:03-5273-3843 (直通) 〒160-8484
FAX:03-3209-9227 新宿区歌舞伎町 1-4-1

二次元バーコード
歌舞伎町地区のまちづくり



※これまでに開催されたまちづくりの会の資料等をご希望の方は、景観・まちづくり課までご連絡ください。
※まちづくりニュースは、不動産登記簿（平成29年11月7日時点）に記載されている土地・建物所有者を対象にお送りしています。